



Title	ラン司教バルテルミーの親族と祖先 : 共系的親族関係をめぐる考察
Author(s)	江川, 温
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1991, 25, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48043
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ラン司教バルテルミーの親族と祖先

——共系的親族関係をめぐる考察——

江 川 温

—

フランス封建社会における貴族の親族構造は、近年多くの関心を集めている。これは前近代西欧の家族および親族についての全般的関心の一部をなすものと見ることができ、同時にまた、封建時代の政治権力のありかたが検討されるなかで、貴族の親族が重要な論点となってきたとも言えるのである。まず研究動向を簡単に概観する。

マルク・ブロック著『封建社会』は親族の問題を体系的にとりあげた最初の研究書である。特に階層を限定して論じているわけではないが、行論のなかで示される事例のほとんどは戦士貴族の社会から取られており、貴族を主要な対象としたものだと言えよう。ちなみに彼の用語法では、封建時代の史料におけるそれと同じく、親族 (parenté) と系族 (lignage) の語は無差別に用いられている。

1 この親族Ⅱ系族関係は、私闘における参戦義務や経済的連帯の慣行など個々人の生活に強い拘束力を發揮した。

それは結婚の絆に優越するものだったので、「結婚を家族生活の中心に置くならば、封建時代の実態をおそらく大いに歪めることにならう。」⁽²⁾しかし親族は構造的にはかなり不安定な性格のものであった。まずそれは二叉的性格を持っており、個人から見れば父系、母系でつながる人間たちはともに連帯性を持つべき親族であったから、親族集団は世代毎にその輪郭を変えた。またどこまでが連帯性を持つべき親族であるかという限界も、一般的には漠然としていたという。しかし、構造的に不安定な親族は、いかにして個々人の生活に強い拘束力を発揮するのか。彼の見解はこの点では必ずしもはっきりしていない。

現在活動中の研究者で、貴族の親族研究に精力的に取り組んでいるのは、ジョルジュ・デュビイであろう。⁽³⁾彼の見解を検討するに当たってあらかじめ注意しなければならないのは、かれが「系族」(lignage)の語に特殊な意味を込め、一種のテクニカル・タームとして用いていることである。この語は人類学では系譜関係が明らかな単系出自集団と定義されている。しかしデュビイにあつては系族は、一定の支配圏を世代を越えて継承し、その支配圏によってアイデンティティを付与されている集団、すなわち家門(maison)として理解されている。このような支配圏は一般には男系で非分割相続されたから、家門は男系出自集団(lignage agnatique)となり、結果的に人類学の定義とも近いものになる。さてデュビイによれば、このような系族は家門はカロリング時代にはまだ存在していない。当時の貴族はまだ男系で世代を越えて継承される支配圏というものを持たず、したがって男系の相続系統を主軸とするまともな存在しなかった。他方で彼らは絶えず国王や有力者の庇護や贈与を求めており、男系、女系を問わず、そうした上位者との親族関係を強調した。そのため彼らの親族関係は共系的(cognatique)であり、また水平的に拡大した、そしてきわめて流動的なものであった。

しかし王権の弱体化する一〇——一世紀にはまず領邦が、次いで伯領、さらには城主支配圏、村の小領主の所領までが独立、もしくは半独立の支配圏として分立し、基本的に男系で相続されるようになる。この変化に伴い男系の系族Ⅱ家門が成立してくるのであるが、それは一般には先祖伝来の支配圏の中核を掌握する長男夫婦と、いくらかの傍流の夫婦ないし個人から構成される。この家門の存続強化の論理は、その構成員の活動を強力に統制する。財産相続に当たっての長子の優位、個人による財産処分の制限、次三男の結婚制限といったものが、ここから生じて来るのである。さらにこの家門というまとまりは貴族たちの先祖意識、親族意識をも支配する。個々人にとっての先祖とは何よりもまず家門の祖を意味するようになり、親族とは優れてこの先祖を共有するものたちを指すようになる。こうして親族関係は、デュビイの言葉を借りれば、著しく男系的、また鉛直的性格を帯びるようになるという。

彼はこのような構想を三つの方面から実証的に具体化しようとした。その一つは一一、一二世紀マーコン伯領の領主社会における家門Ⅱ系族の実態の研究である。⁽⁴⁾二番目は同時代の系譜・家史史料に見られる親族、祖先意識の検討である。⁽⁵⁾また三番目は貴族の結婚の研究であって、その成果をまとめた著作は邦語にも翻訳された。⁽⁶⁾この著作では、家門の維持強化の論理が家族の中に強い緊張をもたらしたことが、さまざまな事例を通じて語られている。

こうした多面的研究によって、封建時代における家門Ⅱ系族という結合の重要性を示したことは、デュビイの大きな功績である。また彼の構想に従えば、先に指摘したブロック説の不明瞭な点は解消される。すなわち個々人の活動に対する「強い拘束力」は明確な輪郭を持った封建時代の家門Ⅱ系族に付随するとされ、共系的で「不安定な」構造は、封建化以前の親族の特徴とされて、両者は段階的に区別されるからである。

しかしこの整理には問題点も残されている。そもそも家門Ⅱ系族と共系的親族関係は相互に排除し合うものなの

だらうか。一例を挙げれば、封建時代の貴族の男子にとって、母方の伯父との親族関係がとりわけ緊密であったことは、多くの研究者が指摘しており、デュビイもこれを認めている。⁽⁷⁾このことは家門Ⅱ系族の外部で共系的な親族関係が機能していたことを示している。人類学者J・グッディによれば、ヨーロッパ社会の親族は中世以来一貫して共系的性格を持っており、たとえ男系の出自集団が何らかの形で存在している場合でも、それは共系の親族紐帯を排除するものではない⁽⁸⁾という。そうであればデュビイの構想は、一、一、二世紀の家門外の親族関係の役割という重要な問題を捨象してしまっている点で不適切であると言わねばならない。

この点で、より整合的な構想を提示しているのはD・バルテルミー⁽⁹⁾である。彼によれば、封建時代の貴族の親族関係は二重性を帯びている。根底にあるのは、男系も女系も含んだ、つまり共系的親族関係の広大な網の目である。一三世紀の『ボーヴェー地方慣習法』が親族を扱う際に、これを男系、女系で区別していないことがひとつの例証となろう。この親族は、いわば社会的威信の相関関係によってつながれている。特定の個人が獲得した名誉、ないし不名誉は、親族関係を持つ人々全体に伝達される。しかしこの連帯はなんら個人を束縛するものではない。むしろこれは貴族たちに、自らの所領の外の世界に利権を求めて介入する機会を与える。たとえば抗争中の親族に対する軍事援助は、けっきょくは冒険と獲得物の分与を求めての行動に外ならない。つまり貴族たちにとって、この親族関係は利用すべきものとしてある。

カロリング時代から基本的に連続しているこの共系的親族関係の上に、紀元千年ごろから形成された男系系族の結合が重なっていく。これはデュビイが描いているように強固に構造化された結合であって、家産の非分割保全と家門の政治的社会的地位の維持、上昇のために強い拘束力を發揮する。しかしたとえば子女の結婚についての家長

の戦略が、女性を介した親族関係の重要性を前提にして初めて成り立つように、この男系系族は根底にある共系的親族関係に依存し、そこから最大限の利益を引き出そうとするのである。

すなわちバルテルミーは共系的親族関係と家門結合を区別し、後者にのみ強い拘束力を認めるという点ではデュビイの主張を継承しつつ、ブロックを批判する。しかしデュビイがこの二つの親族関係をカロリング時代と封建時代にそれぞれ特徴的とするのに対し、バルテルミーは両者が封建時代に併存するものと見なしているわけである。このバルテルミーの構想は、家門の外の親族関係をも射程に入れたものといえることができる。しかしこの構想を受け入れる場合も、共系的親族関係のありかたをどのような史料を通じて具体的に示すかということが問題になるであろう。

貴族の親族関係のありかたを探る方法のひとつとして、彼らの先祖意識を示す史料の検討が考えられる。すでにデュビイが系譜・家史史料についてこのような研究を行い、先祖意識は家門によって方向づけられていたと結論している。しかし彼の研究には大きな問題点があった。それは主として家門の系譜あるいは家史として執筆された史料を取り上げて上記の結論を導きだしていることである。これは一種の循環論法に外ならない。

これに対し、もし共系的親族関係に立脚する系譜や親族叙述の事例を提示できれば、バルテルミーの仮説は明確な例証を得ることになる。バルテルミーはこうした史料として、一二世紀の半ばにカンブレリーのサン・トベール律修参事会員ランベール・ド・ワトルロが、カンブレリー年代誌の中に挿入した自己の祖先と親族についての記事を挙げて⁽¹⁰⁾いる。本稿では同じく共系的親族、先祖意識を示している例として、一二世紀北フランスにおける、ある聖職者の祖先と親族に関わる二つの史料を紹介したい。これらの史料はそれぞれに多くの情報を含んでおり、貴族の共

系的祖先意識、親族意識の性格を探る上で、きわめて重要であると思われる。

二

一一二二年、ランの町で司教ゴードリーが民衆蜂起によって殺害された事件は有名である。ゴードリーの後継者となったのはバルテルミーという人物であった。一一一三年から一一五〇年まで在任した後、自らが創設したフォワニー修道院に引退し、一一五八年に死んでいる。彼はクサンテンの聖ノルベルトゥスの友人であり、在任中自らの司教区でのプレモントレ会の創設、発展を援助したことも知られる。このラン司教バルテルミーの親族と先祖について、二つの史料が彼の周辺で作成されている。ひとつは修道士エルマン・ド・トゥールネー(ド・ラン)が一四六六年に執筆した『ランの聖マリア聖堂の奇跡』であって、第一巻第二章でバルテルミーの出自、親族および略歴を述べている。⁽¹¹⁾もうひとつはバルテルミーの死後一一六二年に、フォワニー修道院で作られた、彼を中心とする親族集団の系譜である。⁽¹²⁾なおこれらの史料はすでにベルトラン・グネが分析しており、本稿もその成果に立脚しているが、彼の関心は系譜史料の持つ政治的意味合いに向けられており、筆者のそれとは異なる。⁽¹³⁾

こうした史料の中の意識を理解するためには、あらかじめ今日の歴史家が事実として確認している系譜関係と人的繋がり把握しておくことが望ましいと考えられる。そのため、ここでの行論にとって重要な情報を選んで八、九ページの系図に整理した。この図ではルーシー伯家という家門が系譜関係の中心になっている。それは上記二つの史料がいずれも、この家門とバルテルミーを関係付けているからである。

一一世紀の初め、ルーシー伯エーブル一世という人物が存在した。彼の妻ベアトリスはエノー伯の娘でユージ・

カペーの孫に当たる。この夫婦は二人の娘をもうけ、そのひとりアデルを娶ったラムリュ伯イルデュアン三世がルーシー伯領を相続する。もうひとりの娘オヴィードはジョフロワ・ド・リュミニエーという人物に嫁ぐ。なおエーブルとベアトリスはその後、自分たちが教会法で結婚を禁じられた近い親等にあることを知って離別した。エーブルはおそらくランス大司教になり、ベアトリスは娘婿イルデュアンの兄弟マナー・ラス・シヨールと再婚した。この間に生まれたのが一一世紀末のランス大司教マナーである。

イルデュアンとアデルの間の子供のうち、長男のエーブル二世が母方の家門からルーシー伯領を継いだ。彼の子孫は一二〇〇年までこの伯領を継承している。次男アンドレは父方よりラムリュ伯領を継いだ。娘たちのうち、ベアトリス、マルグリットはそれぞれノルマンディーとイル・ド・フランスに、エルマントリユード、アード、アデルはいずれもロレーヌ地方に嫁いでいる。次の娘アエリスは、ブルゴーニュ伯領の領主フルク・ド・ジュエと結婚した。この間に生まれたのが、二つの史料の焦点となっているラン司教バルテルミーである。

末娘のフェリシーは最高の上昇婚を遂げた。すなわち彼女はナバラ・アラゴン王サンチョ・ラミレスと結婚し、アルフォンソ一世やラミロ二世を産んだのである。ここで注目すべきは、この姻戚関係がイルデュアン、アデル夫婦の子孫たちをイベリア半島に強く結びつけたことである。ルーシー伯エーブル二世は一〇七三年にサンチョ・ラミレスを援助すべく、大軍を率いてピレネーを越えている。次男アンドレの息子ひとりユグは、この地で伯になった。ノルマンディーのペルシュ伯に嫁いだ長女ベアトリスの子供のペルシュ伯ロトゥールも、従兄弟に当たるアルフォンソ一世の要請を受けてイベリアに赴いている。同じくベアトリスの孫娘マルグリットはナバラ王ガルス・ラミレスに嫁いだ。さらに三女エルマントリユードの孫ベルトラン・ド・ランはイベリアに移住し、カリオ

ン・デ・ロス・コンデスの伯となって、フラガの戦いで戦死している。⁽¹⁴⁾

次に、エーブル一世とベアトリス・ド・エノーのもう一人の娘オヴィードとジョフロワ・ド・リュミニーの夫婦から生まれた子孫たちについていえば、その展開の場は主としてシャンパーニュ北部であるといえる。四世代後の子孫の中には、一二世紀末に王侯の系図をいくつか作成したことで知られる、シャロン司教座聖堂の唱歌隊員ギー・ド・バゾーシュが数えられる。⁽¹⁵⁾

さて彼らは一般にこのような親族関係をどれほど意識し、どの程度の連帯感情を持っていたのだろうか。イルドエアン、アデル夫婦の子孫の場合は、ナバラ・アラゴン王家の親族であるという意識が分枝のそれぞれに保持されていたと思われる。この意識がさらにそれらの分枝を横断的に結びつける可能性も考えることができるが、明確な証拠は欠けている。もうひとつの手掛かりはオヴィード、ジョフロワ夫婦の子孫にも関係するが、エーブルという名前である。エーブル一世の孫の世代ではただひとりのエーブルしかいないが、その次の世代では四人、その次では二人、そのさらに次の世代にも二人のエーブルを数えることができる。一般にこうした特有の名前の襲名は親族意識の表現とされている。⁽¹⁶⁾しかし、エーブルという命名がルーシー伯エーブル一世、エーブル二世の記憶に必ず結びついているとは断言できない。それぞれの命名者にとっては、近親のエーブルのみが意識されていたかも知れないからである。この問題にはいまのところ決め手がない。

このような事実を把握した上で、われわれは上記の二つの史料が持っている先祖意識の特性の検討に入りたい。最初にエルマン・ド・トゥールネーの『聖マリア聖堂の奇跡』を検討する。まずエルマンはこの著作のバルテルミ宛献辞の冒頭を、「**狛**下が、ご自身の伯母上フェリシー様の息子であらせられる高名のアルフォンソ王に会うべ

く、ヒスパニアに行かれたとき」と書きだし、バルテルミーのナバラ・アラゴン王家との繋がりを強調している。⁽¹⁷⁾
 バルテルミーの出自と略歴に関する叙述は第一巻第二章で行われているが、⁽¹⁸⁾そこではまず「まことに彼の親族の令名はフランキアのみならずヒスパニア、さらにブルグンディア、ロタリングア（ロレーヌ）にも鳴り響いていた」と言明し、続いて彼の祖父母であるイルデュアン、アデル夫婦から説明を始める。ランス大司教マナセーも登場するが、ここでは詳しい説明なしでアデルの兄弟とされている。⁽¹⁹⁾イルデュアン、アデルの子孫たちについての説明の中では、アルフォンソ一世への称賛が目立っている。これによれば彼はつぎつぎと異教徒を破ってほほヒスパニア全土をうち従え、もうひとりのユリウス・カエサル、あるいはカール大帝の再来と呼ばれた（！）という。

その他の人物の説明では、教会人となったものへの言及が多いように思われる。

さてバルテルミーの両親と彼の履歴についての説明は次のようである。フィリップ一世がフランス王であった頃、ブルグンディアの高貴な領主フルク・ド・ジューは伯イルデュアンの高貴さを知って、彼にその娘の一人を妻に迎えたいと申し入れた。しかしイルデュアンは、自分の娘をブルグンド人と結婚させる気はないと言って、これを拒絶した。その後イルデュアンがフィリップ王の使節の一人としてローマに赴いた時、フルクは帰り道に待ち伏せしてこれを捕らえ、伯が娘を自分に与えると誓うまで彼らを解放しないと云った。伯が折れてこの願いを受け入れると、フルクは彼らを解放し、多くの贈り物とともに故郷へ送った。伯はこうしてその娘アエリスをブルグンディアに送り、フルクに与えた。この夫婦の間にはたくさんの子供が生まれたが、そのうち何人かはフランキアで生活するようになった。

バルテルミーもその一人であって、幼少の時からフランキアに移り、母方の伯父エーブル二世のところに預けら

れ、ランス大司教マナセーによって教育を受けた。長じてまずランスの聖マリア教会の参事会員、その財務官を歴任し、次いでラン司教座の参事会員となった。そのころ彼の従兄弟であるクレルモン伯ルノー（伯母マルグリットの息子）の妻であったヴェルマンドワ女伯のアデルが彼と自分の親族関係を知り、ヴェルマンドワの聖カンタン教会の財務官に任じた。こうしてバルテルミーは、エルマンの言葉を借りると、「出生の高貴さ、振舞いの正しさ、財産の豊かさ」によって高名となり、ついにランの司教に選ばれたという。

以上からエルマンがバルテルミーの親族について抱いていた、そしておそらくバルテルミー自身が自分の親族について抱いていたイメージを窺うことができよう。ここには父親フルク・ド・ジュエは登場するが、彼の背後にある男系の家門についての意識はまったく見られない。バルテルミーは基本的にはイルデュアン、アデル夫婦に始まる共系の親族集団の一員として捉えられており、そのなかでもアラゴン王アルフォンソ、ルーシー伯エーブル二世、ランス大司教マナセー、ヴェルマンドワ女伯アデルらとの繋がりが特に重視されているといえるだろう。

三

次に『聖マリア聖堂の奇跡』から一六年後の一一六二年にフォワニー修道院で完成されたと見られる、いわゆるフォワニー系譜を検討する。すでに述べたようにバルテルミーは一一五〇年に司教職を引退して、自ら設立したこの修道院に入った。当時この修道院の院長を務めていたのは彼の姉妹エルマントリユードの娘アエリスの息子ロベールであり、ここにも女系を通じての親族の結合関係を見ることがができる。おそらくバルテルミーが存命の時から、二人は自分たちの親族と祖先に関する調査を行っていたと思われる。バルテルミーはこの修道院の墓地に埋葬され

たが、その墓碑の冒頭には、「彼バルトロマエウス、諸王の胤裔、諸侯の血統に生を享け、高貴の祖先より令名を継ぐ」⁽²⁰⁾とあり、すでにフォワニー系譜の内容が予告されているようである。

バルテルミーの死後もロベールはこの調査を続行し、その成果をフォワニー系譜にまとめた。この系譜は資料調査や広範囲からの聞き込みによって成立したものはあるが、そこにはまた情報の取捨選択における一定の傾向性が存在し、結果としてバルテルミー、ロベールの親族、祖先意識の特質を窺わせるものとなっている。系譜は彼らを、エルマン・ド・トゥールネーと同じく、ラムリュールシー伯イルデュアンとアデルの夫婦の子孫集団に位置づけるが、さらにその先の先祖としてはアデルの母でエノー伯女のベアトリス、その母でフランス王女のオヴィードを経てユীগ・カペーに逆上らせている。そしてユীগ・カペーに逆上りうるその他のさまざまの親子系統を平行的に書き加えているのである。

冒頭の第一節は、系譜というよりも歴史叙述であって、カペー王朝の先祖ロベール家についての、きわめて好意的な説明がなされている。系譜成立時においては、ロベール剛勇侯の対ノルマン戦争での戦死に始まり、ウードの国王即位、カロリング家のシャルル単純王の即位とその不人気、フランク侯ロベールの即位とシャルル単純王との戦い、ロベールの戦死、その息子ユীগ・ル・グランによる態勢回復などを経て、ブルゴーニュ侯ラウールからカロリング家のルイ(四世)への王位継承までが叙述されていた。しかし少し後に欄外に書き込みがなされ、ユীগ家との縁戚関係についての説明がつけ加えられた。⁽²¹⁾

これに対し、ユীগ・カペーの子孫とその姻戚の一部を示した二節以下は、ほとんどすべてが純粹の系譜記述で

あつて、「敬虔なるユーク王はロベール王とオヴィードという名の娘を生めり。彼女はエノー伯夫人となれり。ロベール王はアンリ王、ブルゴーニュ侯ロベール、フランドル伯夫人アデルを生めり」⁽²²⁾「伯ルノーの姉妹の内、ひとりにはイングランドにてチェンシャー伯ヒューと結婚せり。別のひとりにはイングランド人リチャードの息ギルバートが娶れり。三番目をポーモン伯マチユが妻とせり。彼女よりいまひとりの伯マチユとその兄弟姉妹が生まれたり」⁽²³⁾といった形の文が延々と続く。

まずこの系譜の一般の特徴を概観する。個人としてなんらかの記述の対象になっているのは三四〇名ほどである。彼らを繋ぐ親子系統は男系の場合、女系の場合の双方が見られる。つまりこの系譜は共系的性格を持っている。一般に男性の名前は具体的に記載されているのに対し、女性の場合は「ひとりの娘」「三番目の姉妹」といった記載が比較的が多い。またこの集団の中で生まれた男性が、「外から」迎えた妻に関する記述は概して乏しいのに対し、同じくこの集団の中で生まれた女性が結婚した「外の」相手に関する記述は具体的であることが多い。すなわち個人としての女性は記録の中で軽んじられているが、彼女が結婚によってこの集団に結びつけた男性は重視されるといふ傾向が見られるのである。

次にこの系譜の登場人物は大きく見て五つの集団に分かれる。第一はロベール二世敬虔王の子孫たちである。第二の集団はルーシー伯エーブル一世の兄弟であるリエトー・ド・マルルおよびイヴェット(ユーディット)の子孫たちである。第三はラムリュ伯イルデュアン三世の兄弟とされている四人の男性の子孫たちである。第四はエーブル一世とベアトリスの間の娘のうちのひとりオヴィードと夫ジョフロワ・ド・リュミニエの子孫たちである。そして第五集団がもうひとりの娘アデルと夫イルデュアンの子孫たちである。

五つの集団のうちで系譜の中心を占めるのは、もちろんバルテルミーと院長ロベールが含まれる第五の集団であり、そのことは系譜の記述自体にも現れている。まず、この集団についての記事が最も量的に多く、詳しい。個人として記載されたものは約一九〇名におよぶ。さらに、第二節以下の系譜に現れるすべての個人の中で、この集団に属する四人だけが多少の説明を伴って記載されている。そのひとりにはバルテルミーの母アエリスであって、「数多の、しかし隠れた美徳によって輝かしき」と形容されている。バルテルミーについては「鳩のごとき淳朴を備えたる息子、初めランス、サン・カンタン、ランの教会の財務官を歴任、次いでランの司教を務め、その後はフォワニーにて敬虔なる修道士たり」と記されている。あと二人はイルデュアンの第七女フェリシーとアラゴン王サンチヨ・ラミレス夫婦の子孫である。まず息子アルフォンソ一世は「きわめて強力なる王」とあり、また孫娘の夫ラモン・ベレンガルは「著名なるバルセロナ伯、休む間もなく異教徒を征討す」と付記されているのである。⁽²⁴⁾

このようなイルデュアン、アデル夫婦の子孫集団への帰属感とは裏腹に、アエリスの夫、すなわちバルテルミーの父フルク・ド・ジューはこの系譜では名前すら挙げられていない。これはこの系譜における婿の名前の重視という一般原則に反しているだけに、よけいに注目に値する。この系譜著作者のここでの関心は、バルテルミーと院長ロベールを共通の祖アエリスを介してイルデュアン、アデル夫婦に結びつけ、またそれを通じてかれらとアラゴン王家との親族関係を強調することにあつた。フルクとバルテルミーを繋ぐ男系家門の論理はまったく問題にされてはいない。バルテルミーは生まれ故郷のブルゴーニュを去り、母方を頼って北東フランスに移つたことで、父の家門を離れたかのようなのである。

その他の集団はどのような意味を込めてこの系譜に書き込まれたのであろうか。それぞれについて、ある程度の

推測は可能である。ロベール二世の子孫たちの集団から検討して見る。ロベールの長男アンリ一世の子孫としてはカペー王家、ヴェルマンドワ伯家などが記載されている。ロベールの次男でブルゴーニュ侯となったロベールは名前を挙げられているが、彼の子孫は一切記されていない。しかしこの侯家が存続していることを系譜著者が知らないはずはない。したがってこの沈黙は著作者のブルゴーニュに対する関心の欠如を示すものと思われる。またフランドル伯家、アングロ・ノルマン・アンジュー王家、ブロワ・シャンパーニュ伯家などは、ロベールの娘でフランドル伯夫人となったアデルを介して、一一六二年現在の子孫に至るまで、この系譜に取り込まれている。したがってバルテルミーおよびロベールが当時の北フランスの有力諸侯の親族であることを示すことが、この集団を記載したことの目的であろう。

また、ルーシー伯エーブル一世の兄弟とその子孫から成る第二集団、ラムリュールルーシー伯イルデュアンの兄弟とその子孫から成る第三集団はユーグ・カペーからの親子系統に直接の関係を持たないので、それらがこの系譜の中に取り込まれていることはやや奇異な印象を受ける。ルーシー伯家門とラムリュール伯家門は、系譜著者にとって特別な意味を持っていたのだろうか。それぞれについて、少なくとも部分的な理由を挙げることはできる。第二集団ではエーブル一世の兄弟リエトー・ド・マルルの孫トマ・ド・マルルの存在が注目される。彼は一一一二年のランのコミュニケーションに味方するなど、北フランスの教会人に多大の恐怖を与え、国王ルイ六世に激しく抵抗してついに敗死した人物である。⁽²⁵⁾ 彼の後継者の状況はラン司教区の教会人にとっては絶えざる関心の的であったのだろう。さらに第三集団の場合は、バルテルミーとかつてのランス大司教マナセーとの親族関係を明示しようとする意図の現れと見ることができるといえる。ちなみにここに記されたイルデュアンの兄弟たちは、大司教の父であるマナセー・ラス

ス・ショーヴを別にすれば、今日の研究では確認しえない。⁽²⁶⁾しかしこの兄弟たちに与えられたダンマルタン伯、ソワソン伯などの称号はまったくの虚偽ではなく、イルデュアンの伯父たちが帯びていたものと考えられている。⁽²⁷⁾おそらくこの家門の親族であったことが知られる有力貴族たちについて、正確な関係を明らかにできなかったために、すべてを兄弟として書き込んだのであろう。系譜著作者にとってラムリュ伯の家門は、大司教マナセーを除いては遠い存在だったようである。

最後に、この系譜がバルテルミーの先祖としてロベール家とユーク・カペーを挙げていることの意味について考えてみたい。親子系統を共系でたどる限り、ひとりの人間にとって先祖とは無限に広がる集団である。もしバルテルミーをイルデュアン、アデル夫婦に結びつけるとしても、そこからルーシー伯家を男系で逆上る可能性もあろう。またアデルの母ベアトリスからエノー伯家に逆上することも可能である。それらの場合も女性を間に挟むならば、ドイツのザクセン家やカロリング家に先祖を求めることができる。それゆえこの系譜著作者は、意識的にユーク・カペーを選択したと考えなければならない。もちろんここでは、カペー家がフランスの王家であり、しかもその威信は一二世紀後半の北東フランスで次第に増大しつつあったということが最大の理由である。⁽²⁸⁾すなわち、系の論理に従うならば先祖は選択されるものであり、その選択は個々の貴族が置かれた政治的社会的状況によって左右され得たのである。

四

さて、これまで観察してきたラン司教バルテルミーの親族、祖先意識の事例は、封建貴族の親族関係一般につい

ての見通しのなかでどのように位置付けられるべきであらうか。

まずイルデュアン、アデル夫婦の娘フェリシーの結婚が、この夫婦の共系の子孫全体にアラゴン王家の親族としての大きな社会的威信を与えたことは、エルマン・ド・トゥールネーの著作やフォワニー系譜の言及から容易に推定される。またこの姻戚関係が、この集団の構成員にイベリアにおける利権獲得や冒険の契機を与えたことは、いくつかの事実から確認される。他方でフランス在住の構成員相互においても、教会人となった子弟たちの教育と昇進に関わってさまざまの協力がなされているのである。このことはドミニク・バルテルミーの共系関係についての見通しと合致する。貴族にとって、家門意識は常に本拠地である支配圏への意識と結び付いている。しかし彼らの活動はその支配圏の内部に限られるわけではない。彼らは他の家門との親族関係のなかに威信と冒険の機会を求め、またこうした親族のなかに同盟者、協力者を求める。そして、このような親族関係こそが貴族の諸階層を感情的に結び付け、貴族階級全体の連帯を強めるひとつの要素となるのである。

したがって家門意識と共系的親族意識は相互に排除し合うものではない。エルマンが描いたラン司教バルテルミーの親族像では父方の家門が欠落しているが、この場合にはやや特殊な事情がある。すなわちブルゴーニュに存在する父の家門は、北フランスを活動舞台とした彼にとっては、大きな意味を持たなかつたのである。彼が多少なりとも自分を帰属させている家門は、ルーシー伯家ということにならう。

しかし多くの封建貴族にとって、身の回りの人間の口承と記憶に頼る限り、先祖の認識は限られたものだった。ドミニク・バルテルミーが挙げているランベール・ド・ワトルロの場合、確実に名前を知っている最古の人物は父方では祖父の親族でワトルロ家門の創設者と見られる男性であるが、母方では祖父母までである。⁽²⁶⁾ラン司教バルテ

ルミーの場合も、エルマン・ド・トゥールネーは、母方の祖父母であるイルデュアン、アデール夫婦までしか逆上っていない。おそらくこの時点では、祖父母より上の先祖についてはバルテルミー自身も断片的な知識しか持ち合わせなかったのではないだろうか。

幾世代もの過去の先祖と、彼らから発して拡大している傍系の親族についての系譜的知識は、なんらか特別の研究の産物である。しかし系譜構成の論理自体は、貴族の日常的な先祖、親族意識に即応せざるを得ない。さて一二世紀に作られた系譜と系譜文学の大部分は、確かに家門の意識に対応し、その枠に沿って先祖を求めている。しかし、個人を出発点とし、その政治的、社会的条件に基づいて先祖と親族を選択するような系譜も少数とはいえ存在した。本稿が取り上げたフォワニー系譜の外では、ギー・ド・バゾーシュの系譜がこうした特性を持っている。⁽³⁰⁾このことは、貴族社会に家門結合と共系的親族関係が併存していたことの反映と見ることができるのではないだろうか。

注

- (1) M. Bloch, *La société féodale*, 1939, 新村猛、森岡敬一郎、大高順雄、神沢栄三訳『封建社会Ⅰ』、一九七三年、一一四—一一三頁。
- (2) 同書一二五頁。
- (3) G. Duby, *La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise*, 1953; 《La noblesse dans la France médiévale. Une enquête à poursuivre》, Id., *Hommes et structures du moyen âge*, 1973, pp. 145-166; 《Structures de parenté et noblesse dans la France du Nord aux XIe et XIIe siècles》, *Ibid.*, pp. 267-286; 《Remarques sur la littérature généalogique en France aux XIe et XIIe siècles》, *Ibid.*, pp. 287-298; 《Lignage,

- noblesse et chevalerie au XIIe siècle dans la région mâconnaise. Une révision», *Ibid.*, pp. 395-422, 上野義朗訳「マナー地方における一二世紀の家系・貴族身分・騎士身分——再論」二宮宏之、樺山紘一、福井憲彦編『マナー論文選』家の歴史社会学』一九八三年、一九七—三三四頁；《Structures familiales aristocratiques en France du XIe siècle en rapport avec les structures de L'Etat》, Id., *Male moyen âge. De l'amour et autres essais*, 1988, pp. 139-146; *Le chevalier, la femme et le prêtre. Le mariage dans la France féodale*, 1981, 篠田勝英訳『中世の結婚』一九八四年。
- (4) *La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise*; 《Lignage, noblesse et chevalerie》.
- (5) 《Structures de parenté et noblesse》; 《Remarques sur la littérature généalogique》.
- (6) 前掲『中世の結婚』.
- (7) 《Structures de parenté et noblesse》, pp. 275-276.
- (8) J. Goody, *The Development of the Family and Marriage in Europe*, 1983, pp. 222-239.
- (9) D. Barthélemy, 《Tableaux. La vie privée dans les maisons aristocratiques. Parenté》, G. Duby (s. dir. de), *Histoire de la vie privée*, vol. 2, 1986, pp. 96-161.
- (10) *MGH. SS. XVI*, pp. 511-512; D. Barthélemy, op. cit., p. 124. この史料については、木津隆司「マナー中世における貴族」『北海学園論集』三三二号、一九七八年、一一—一九頁が全訳と分析を行っている。ただしその結論には多少の同意がある。
- (11) Hermannus Monachus, *De miraculis S. Mariae Laudunensis libri tres*, *PL*, 156, col. 961-1018.
- (12) *BN. Lat. 9376*. 111の原本がある。RHF. XIV, pp. 1-10, par Dom Brial; *MGH. SS. XIII*, pp. 251-256, par Waitz. 本稿では後者を使用した。
- (13) B. Guené, 《Les généalogie entre l'histoire et la politique. La fertè d'être Capétien en France au moyen âge》, *Annales, Économies, Sociétés, Civilizations*, no. 2, 1978, pp. 450-477.
- (14) *Ibid.*, pp. 455-456; M. Bur, *La formation du comté de Champagne*, v. 950 - v. 1150, 1977, pp. 253.
- (15) この人物は彼の系譜著作によって、Guéné, Art. cit., p. 464; M. Bur, 《L'image de la parenté chez les

- comtes de Champagne), *Annales, Économies, Sociétés, Civilizations*, no. 5, 1983, pp. 1016-1039.
- (19) K. F. Werner, 《Liens de parenté et noms de personne. Un problème historique et méthodologique》, *Famille et parenté dans l'Occident médiéval. Actes du colloque de Paris (6-8 juin 1974)*, 1977, pp. 13-18, 25-34.
- (17) Hermannus Monachus, *Op. cit.*, col. 961.
- (18) *Ibid.*, col. 965-967.
- (19) この人はマニールはマナーの germana であることがわかってゐる。これは同父母の、あるいは少なくとも同父の姉なうし妹を指す語である。Lewis and Short, *A Latin Dictionary*, 1969. しかし現実にはマニールはマナーの異父の姉である。
- (20) 《Regum stripe, ducum generatus sanguine, claris/Clarum nomen habet Bartholomaeus avis...》, L. D' Achery, *Notae et observationes ad libros de pignoriis sanctorum*, PL. 156, col. 1194.
- (21) MGH, SS. XIII, p. 252. MGH の刊本は、この欄外の書き込み部分を区別して表示してゐる点で、RHF のそれよりも優れてゐる。最初の記述がなセルレイ四世の即位までで途切れたのか、はつきりしない。
- (22) *Ibid.* (23) *Ibid.*, p. 255.
- (24) *Ibid.*, pp. 255-256.
- (25) この人物については、森山軍治郎『フランス田舎放浪記』一九七七年、四四―四九頁。
- (26) Guené, *Art. cit.*, p. 460.
- (27) Bur, *La formation du comté de Champagne*, pp. 138, 514-515.
- (28) M. Pacaut, *Louis VII et son royaume*, 1964; 拙稿『神の平和』運動と一二世紀カンパー王権』『史林』六二卷一
号、一九七九年。
- (29) 注(10)参照。
- (30) 注(15)参照。